2024年 4 月 17日［附属病院第 4183 号］

検査部通信

ホルマリンの利用法について
―病理診断科―

企画：
中央臨床検査部

NO.5

病理診断科では外来・病棟・内視鏡室や手術室などの各部門で使用するホルマリンの保管・管理・払い出し業務を行っています。

ホルマリンは「毒物および劇物取締法」で指定されている劇物です。同法により適切な保管、使用量の帳簿管理が義務付けられています。

外来・病棟での利用法

- ✓ 生検検体用ホルマリンは、3 ml, 7 ml, 15 ml の3 種類です。
- ✓ 使用する前日の16 時50 分までに病理診断科受付に伝票を提出してください。
- ✓ 払い出し時間：8 時30 分～9 時30 分
- ✓ 至急必要の場合は、電話連絡のうえ伝票をお持ちください。
- ✓ 検体提出および未使用ホルマリンは17 時までに返却してください⇒在庫確認を行っています。

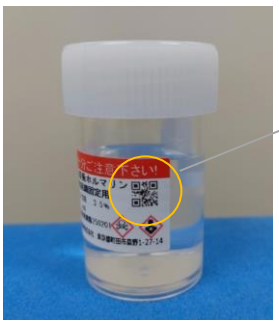

バーコードで管理をしています。
ラベルはバーコードを避けて
貼付してください。

手術検体処理室

- ✓ 毒劇物保管庫は手術検体処理室左奥にあります。
- ✓ 毒劇物保管庫の解錠にはIDカードが必要です。また、IDカードは事前に登録が必要です。
- ✓ 保管庫内には1L 瓶と15mL 瓶のホルマリンが入っています。
- ✓ ホルマリンの空き瓶は必ず所定の場所に置いてください。（ごみ箱に廃棄しないでください。）
- ✓ 毒劇物出納記録簿に所属、氏名とホルマリン使用量を記入してください。

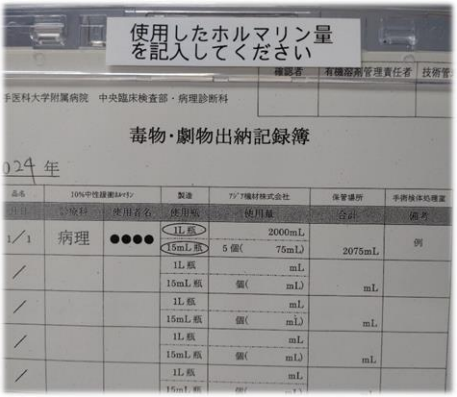

手術検体処理室からの持ち出しは厳禁です

ご不明な点がございましたら病理診断科へご連絡ください
病理診断科 （内線 2381）